

自立活動の改訂の要点はどのようなことか。

① 自立活動の目標の変更

- 学校教育法第72条を踏まえ、特別支援学校の目標を「障害に基づく種々の困難を改善・克服する」から「障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図る」と改めた。
- 「自立」とは、児童生徒がそれぞれの障害の状態や発達の段階に応じて、主体的に自己の力を可能な限り発揮し、よりよく生きていこうとすること。

② 自立活動にあてる授業時数

- 自立活動の時間に充てる授業時数は、個々の児童生徒の障害の状態等に応じて適切に設定される必要があることから、一律に授業時数の標準としては示さず、各学校が実態に応じた適切な指導を行うことができるようにしている。

③ 各教科等の指導との関連

- 学校の教育活動を通じて行う自立活動の指導については、自立活動の時間における指導と各教科等の指導との密接な関連を保つことが必要である。今回小学部に新たに位置付けられた「外国語活動」も自立活動の指導と関連を図る必要があることから総則の一般方針の4において「各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動と密接な関連を保ち・・・」と改めた。

④ 障害の重度・重複化、多様化に対応した内容の変更

- 障害の重度・重複化、多様化、発達障害を含む多様な障害に応じた指導を充実するため、以下の項目を新たに規定した。
 - ・ 他者とのかかわりの基礎に関すること
 - ・ 他者の意図や感情の理解に関すること
 - ・ 自己の理解と行動の調整に関すること
 - ・ 集団への参加の基礎に関すること
 - ・ 感情や認知の特性への対応に関すること
- また、従来の項目についても、具体的な指導内容がイメージしやすいよう表現を工夫し、六つの区分の下に26項目を示すこととした。

⑤ 自立活動の評価の活用

- 自立活動の指導の実践を踏まえた評価を行い、指導の改善に生かすことを明確にするため「児童又は生徒の学習の状況や結果を適切に評価し、個別の指導計画や具体的な指導の改善に生かすよう努めること」を新たに規定した。

⑥ 指導内容を設定する際の配慮事項

- 児童生徒自身が活動しやすいように環境を整えていくことが重要であることから、「個々の児童又は生徒自身が、活動しやすいように自ら環境を整えたり、必要に応じて周囲の人に支援を求めたりすることができるような指導内容も計画的に取り上げること。」を新たに規定した。

⑦ 学習指導要領解説の示し方

- 「①この項目について」では、各項目で意味していることを解説した。
- 「②具体的指導内容例と留意点」では、当該の項目を中心として考えられる具体的な指導内容の例を、幼児児童生徒の障害の状態を踏まえて示した。
- 「③他の項目との関連」では、当該の項目を中心としながら他の項目と関連づけて設定する指導内容の例を示した。

改訂後と改訂前の対照表

＜ 改 訂 後 ＞	＜ 改 訂 前 ＞
1 健康の保持 (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。 (2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること。 (3) 身体各部 の状態の理解と養護に関すること。 (4) 健康状態の維持・改善に関すること。	1 健康の保持 (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。 (2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること。 (3) 損傷 の状態の理解と養護に関すること。 (4) 健康状態の維持・改善に関すること。
2 心理的な安定 (1) 情緒の安定に関すること。 (2) 状況の理解と変化への対応 に関すること。 (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。	2 心理的な安定 (1) 情緒の安定に関すること。 (2) 対人関係の形成の基礎に関すること。 (3) 状況の変化への適切な対応 に関すること。 (4) 障害に基づく種々の困難を改善・克服する意欲の向上に関すること。
3 人間関係の形成 (1) 他者とのかかわりの基礎 に関すること。 (2) 他者の意図や感情の理解 に関すること。 (3) 自己の理解と行動の調整 に関すること。 (4) 集団への参加の基礎 に関すること。	3 環境の把握 (1) 保有する感覚の活用に関すること。 (2) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。 (3) 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関すること。 (4) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。
4 環境の把握 (1) 保有する感覚の活用に関すること。 (2) 感覚や認知の特性への対応 に関すること。 (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。 (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関すること。 (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。	4 身体の動き (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。 (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。 (3) 日常生活に必要な基本動作に関すること。 (4) 身体の移動能力に関すること。 (5) 作業の円滑な遂行 に関すること。
5 身体の動き (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。 (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。 (3) 日常生活に必要な基本動作に関すること。 (4) 身体の移動能力に関すること。 (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行 に関すること。	5 コミュニケーション (1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること。 (2) 言語の受容と表出に関すること。 (3) 言語の形成と活用に関すること。 (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。 (5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること。
6 コミュニケーション (1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること。 (2) 言語の受容と表出に関すること。 (3) 言語の形成と活用に関すること。 (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。 (5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること。	